

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景・目的

1. 環境基本計画（第1次）の策定

金沢市では、平成9年に制定された『金沢市環境保全条例』に基づいて、平成11年（1999年）3月に『金沢市環境基本計画（第1次）』（以下、「第1次計画」という。）を策定し、同年4月から平成21年（2009年）3月まで第1次計画を進めてきました。

金沢市環境基本計画（第1次）

- 計画の期間 平成11年（1999年）4月から平成21年（2009年）3月
- 計画の目標（4つの長期目標）
 - （1）循環を大切に作る都市金沢をつくる
 - （2）自然と人が共に生きる都市金沢をつくる
 - （3）身近な所から地球の環境を守る都市金沢をつくる
 - （4）すべての者の参加と協働を実現する

2. 第1次計画策定後の取り組み

第1次計画策定後、地域の環境を保全・創造するとともに、地球環境問題の解決に向けて取り組む環境都市金沢の実現を目指すため、生活環境や自然環境の保全、及び地球環境の保全のための様々な環境施策に取り組んできました。

ごみの発生抑制や資源のリサイクルを進めるため、平成13年4月から容器包装プラスチック類を全市域で分別収集開始、平成15年7月には、粗大ごみの一部有料戸別収集を開始しました。併せて、リサイクルプラザの整備により一層のごみの減量化及びリサイクルの推進を図ってきました。

また、自然環境保全区域に指定した地域での開発を抑制するとともに、三つの地区で地域住民や事業者と自然環境保全協定を結んで、動植物の生息・生育環境の保全に努めるなど、優れた自然環境を守ってきました。

さらに、平成14年2月に策定した『金沢市新エネルギービジョン』に基づき、市の公共施設において太陽光などの自然エネルギーを積極的に利用するとともに、平成16年2月に策定した金沢市省エネルギービジョンに基づき、市民・事業者・市が協力しながら化石燃料¹の消費抑制に取り組んできました。

一方、環境保全への意欲を持ち、行動力溢れる人材を育成するため、環境教育・環境学習²の推進にも力を注ぎ、平成11年6月に「環境教育・環境学習推進会議」を設置し、講師派遣事業や環境教育支援教材の貸し出しなどの取り組みを実施してきました。平成18年3月には、より充実した取り組みを進めるため、金沢エコライフ・ワーキングネット³を設立し、各種講座の開催や教材の開発、環境ボランティアの育成を行ってきました。

化石燃料¹

石油、石炭、天然ガスなど、地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。

環境教育・環境学習²

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

金沢エコライフ・ワーキングネット³

(用語集に記載)

3. 環境をとりまく状況の変化と計画改定の目的

【我が国の環境対策の進展】

・京都議定書の発効と温暖化対策の本格化

温室効果ガス排出量の6%削減(1990年比)を約束した京都議定書の発効を受けて、平成17年に『京都議定書目標達成計画』が閣議決定されました。この計画において、地方公共団体は温室効果ガスの排出量削減のための施策を策定・実施し、事業者や国民は積極的に参加・連携して地球温暖化対策へ参加することが求められています。

・循環型社会の実現に向けた取り組みの進展

近年我が国は、廃棄物の大量発生と、それに伴う廃棄物処理場の不足、不法投棄の増大という課題を抱えています。これらの問題を解決するため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、物質の効率的な利用やリサイクルを進め、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっています。平成12年には、『循環型社会形成推進基本法』が制定され、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、一体的に整備される関係法律と相まって、循環型社会の形成に向け実効性のある取り組みが推進されることとなりました。

・生物多様性保全¹対策の強化

近年、人間活動による生物の生息地の破壊や乱獲などのために、地球上の生物多様性は、急速に失われつつあり危機的な状況にあると言われてしています。この状況に対応するため、平成5年に発効された『生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)』に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる、国の政策の目標と取組の方向を定めた「生物多様性国家戦略」が策定され、平成19年11月には「第3次生物多様性国家戦略」が閣議決定されました。また、平成20年6月施行の、国家戦略の法的な位置づけとなる『生物多様性基本法』には、国、地方公共団体、事業者、国民の責務について明記されました。

・環境教育の重要性の高まり

今日の環境問題は、国民、民間団体、事業者、市などの各主体の行動や一人ひとりのライフスタイルに深く関わっていることから、環境問題を正しく理解し、行動につなげるための環境教育が欠かせなくなりました。平成15年には『環境教育推進法』が制定され、各主体が学校や地域、職場などの様々な場面で環境教育を実践していくための考え方や、取り組みの方向性が示されました。また、平成20年3月に公表された、新学習指導要領において「持続可能²な開発のための教育」(ESD)の考え方が教育内容に位置付けられ、環境教育の重要性はますます高まっています。

・環境と経済の好循環の実現に向けて

平成18年に策定された国の『第3次環境基本計画』では、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、環境の改善が経済を活性化し、経済の活性化が更に環境を改善する「環境と経済の好循環」の実現が掲げられています。これによると、企業などには、省エネルギーや3R推進³などに向けた技術革新、設計から生産、物流、提供に至るまでの環境配慮、さらには新たなビジネスモデルの構築などが求められます。また、これらの環境負荷を低減させる努力が、社会的に正当に評価され、発展していくために、その仕組みづくりや消費者の意識改革を進めることが必要となってきました。

生物多様性¹

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念。

持続可能(な社会)²

将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会で、環境の保全、経済の開発、社会の発展の調和が取れている社会。

3R³

Reduce (リデュース: 廃棄物の発生抑制)

Reuse (リユース: 再使用)

Recycle (リサイクル: 再資源化)

【環境に対する市民の意識・行動の変化】

近年、市民の環境問題に関する知識や意識はかなり高まりつつありますが、地球温暖化をはじめとする近年の環境問題は原因・対策・効果の関係が分かりづらく、また、そういった情報を知る機会が少ないため、具体的な行動につながっていないのも事実です。

【金沢らしい生活の喪失】

日々の生活に関しては、環境面からみると知恵の結晶と思える伝統的な生活様式（衣服のおさがり・仕立て直し、加賀野菜が並ぶ食卓、金沢産の木材で建てた家、季節の移ろいを感じる住まいなど）が、近年の生活様式（使い捨て商品・ハウス野菜・冷暖房の使用、特徴や風情のない家、昼夜の区別が無い生活など）の広まりによって、将来的に伝え残すことができなくなるのではないかと懸念されています。

【計画の改定の目的】

このような背景から、第1次計画策定後の取り組みの進行状況や社会動向の変化、新たな課題などを踏まえ、数値目標や具体的取り組み行動を見直し、これまで以上に市民・事業者・市の三者が協働し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため『金沢市環境基本計画（第2次）』（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

第2節 計画の役割・位置付け

1. 計画の役割

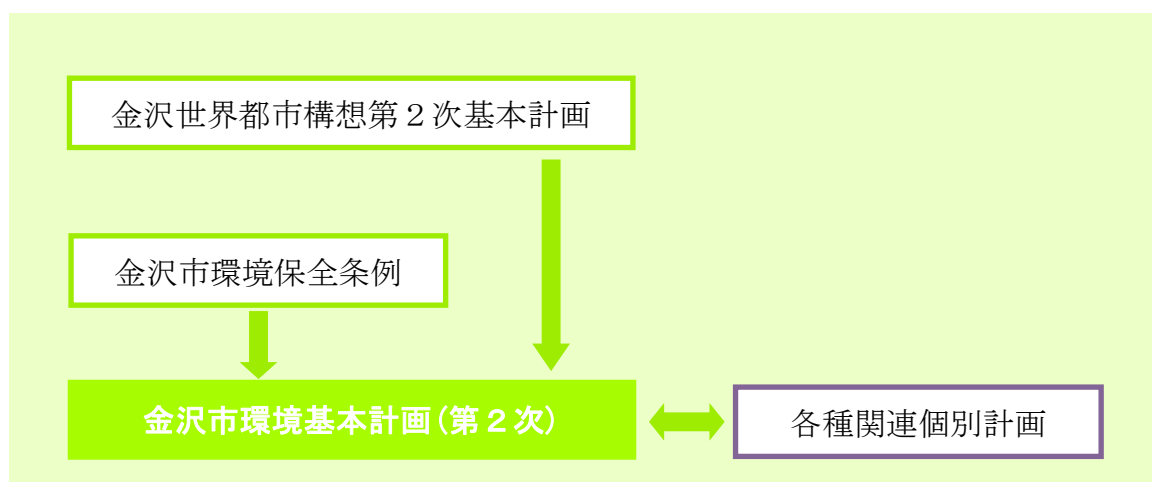
本計画は、本市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、長期的な視野に立った共通目標を掲げるものとし、本市で生活や活動を行う人々が環境保全に関連する行動を進める際の基本的な方向を示すものです。

また、市民・事業者・市などがそれぞれの役割を果たし、協力しながら実行するための方策を示すものでもあります。

2. 計画の位置付け

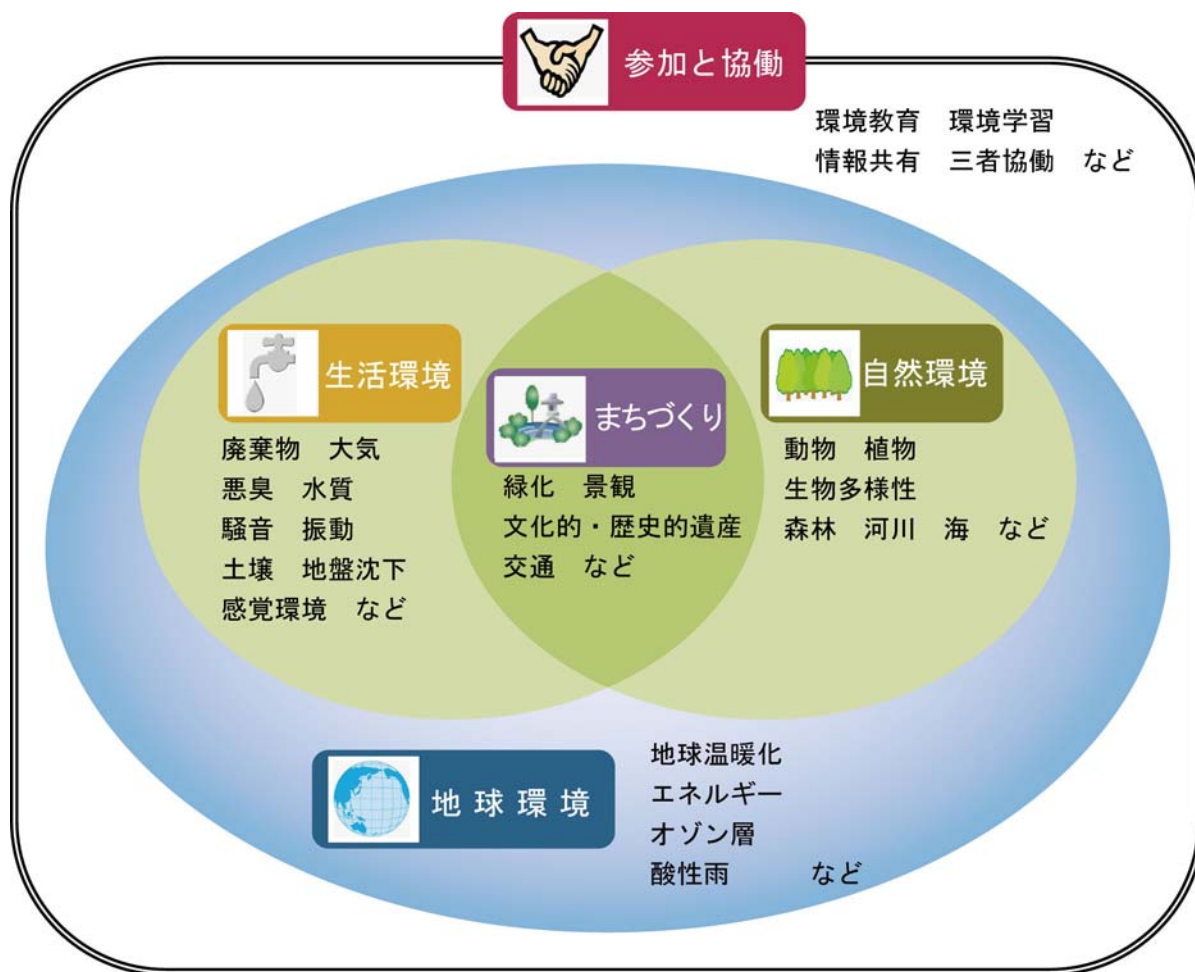
本計画は、『金沢市環境保全条例』に基づき策定するもので、本市における環境保全に関する最も基本的かつ総合的な計画とします。

また、平成18年3月策定の『金沢世界都市構想第2次基本計画』の目標の一つに掲げた「美しいまち・金沢をつくる」を実現するための環境分野に関する計画であり、本市が策定した他の諸計画と整合を図りながら推進していくものです。



第3節 計画の範囲

本計画の対象とする地域は金沢市全域とし、対象者は、金沢市民、市内の事業者、市を主体とし、市外からの通勤者や通学者、観光客など市内に来訪する全ての人とします。また、対象とする環境の範囲は、市民の生活や事業者の社会・経済活動に関わる環境要素として次のとおりとします。



第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成21年(2009年)4月から平成31年(2019年)3月までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や科学技術の進展、金沢市の環境や社会構造に大きな変化などがあつた場合には、その時点で必要な見直しを行うこととします。

第2章 金沢市の環境の特性と課題

第1節 自然環境

1. 地形・気候

本市は、最高標高1,644mの奈良岳などの山々からの稜線が、医王山から卯辰山、野田山といった標高200m以下の丘陵につながり、山々を水源とする犀川、浅野川の二つの流れが台地をはさんで中心市街地を貫流し、金沢平野を経て河北潟、日本海に流れ込む、起伏と変化に富んだ地形構成となっています。

このような地形と、四季が明確で降水量が多く、山間部から海岸部へ変化のある気候は、動植物に多様な生息・生育環境を生み出しているとともに、魅力ある景観を形づくる基盤となっています。

2. 生物多様性¹

本市には、多様な環境に多種の動植物が分布しており、絶滅のおそれがある動植物も生息・生育しています。例えば、環境省のレッドリスト²に分類されている準絶滅危惧種³のミサゴが、本市北部の丘陵で営巣していることが確認されています。また、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカなど森林性の大型哺乳類も生息しています。

野鳥の観察ポイントとして全国的にも有名な河北潟には、シギ・チドリ類の渡り鳥が多数飛来し、干拓地の用水路や河北潟へ注ぐ用水路も、植物の重要な生育の場となっています。河北潟の水質保全については、生活環境面のみならず、多様な生態系を保全する上でも必要です。

一方、中山間地域においては、過疎・高齢化が進み、担い手の不足によって森林や農地が適正に管理されなくなってきました。森林は地下水をかん養³して、豊富で清澄な水を持続的に供給し、棚田や張り巡らせた水路がビオトープ⁴の機能などを果たすことで、多種多様な生物が生息・生育できる共生と循環のシステムが確立しています。これらの二次的自然は、人が手入れをすることで保たれてきたもので、荒

生物多様性¹

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念。

レッドリスト²

(用語集に記載)

かん養³

(用語集に記載)

ビオトープ⁴

野生生物が生息・生育する、湖沼、湿地、雑木林などの、ある程度まとまりのある自然環境。

廃森林や遊休農地が増加することは、豊かな自然を保全していく上でも大きな課題となっています。

近年、イノシシやクマなどの野生生物が人の生活圏にも現れ、農作物の被害も発生しています。野生生物と人との棲み分けが大切であり、森林整備と農地の保全を進めるとともに有害鳥獣の適切な管理が必要です。

また、ブラックバスやハクビシンなど外来生物¹が市内でも確認されており、生態系への影響の拡大を防ぐための対策を強化していく必要があります。

外来生物¹

国外や国内の他地域からある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。

第2節 まちづくり

1. 緑化

本市は、医王山地などの山々から、犀川、浅野川沿いの河岸段丘²、金沢城周辺など中心市街地まで緑が帯状につながっています。この緑のネットワークを保全するため、斜面緑地³の保全、保存樹・保存樹林の指定、景観樹・景観樹林の指定などを行っています。屋上緑化や民有地緑化に対しても助成が行われており、「緑と花の相談員制度」などによる市民協働の緑化の普及・啓発も進めています。

河岸段丘²

河川が隆起性台地を浸食し、形成された、河川の流路に沿う階段状の地形。

斜面緑地³

(用語集に記載)

引き続き、地域緑化の推進を行うとともに、市内の緑のネットワークを分断しないように保全することが必要です。また、在来の樹種を植樹するなど生態系への配慮も必要です。

2. 景観・歴史的遺産

市内に数多く残されている文化財のほか、藩政期から残る街路網や小路、寺院群、用水、黒瓦や土塀が連なる家並みは、金沢のまちの特徴として市民に意識されており、重要な観光資源となっています。

これまでに、まちなみや伝統的建造物、用水・惣構跡⁴の保存と併せて、用水沿いの散策路、旧北国街道の道路修景、卯辰山山麓寺院群「心の道」、鶴間坂、大手門中町通り、蛤坂などの歴史的な小道の整備を進めています。

惣構⁴

(用語集に記載)

市民に対する意識調査^{*1}では、「派手な色調の建物」や「広告物」

※1

資料編 p.171 参照

は金沢らしい景観にふさわしくない”という意見が多数あり、まち全体の景観を保全するための対策が必要です。

3. 交通

本市では、自家用車の利用をなるべく減らし、公共交通の利用を促進するため、金沢エコポイント¹、パーク・アンド・ライド²などの環境対策が導入され、市民の生活に浸透しつつあります。

しかし、公共交通機関の乗客数は長期的な減少傾向にあります^{*1}。また、自動車保有台数は年々増加し、人口1人当たりの自動車保有台数は全国平均を上回っており、自動車依存型の生活スタイルからの脱却が課題となっています。

今後は、関係機関との連携を図りながら、公共交通の利便性を高め、利用を促進するとともに、快適に歩けるまちづくりの推進や自転車利用のための環境整備などに取り組む必要があります。

金沢エコポイント¹
(用語集に記載)

パーク・アンド・ライド²

自家用車が都心部へ乗り入れて引き起こす渋滞を緩和するために、郊外のバスターミナルやバス停、駅周辺に設けられた駐車場を利用し、自家用車からバスや電車に乗り継ぎ、都心部まで移動する方法。

※1

p.65 参照

第3節 地球環境

1. 地球温暖化・エネルギー

本市の二酸化炭素排出量は、運輸部門が最も多くなっていますが、近年では、民生業務部門と民生家庭部門の排出量の増加がみられます^{*2}。

市民に対する意識調査^{*3}では、“地球温暖化を身近な問題として感じしており、とても関心がある”という回答が約70%を占め、節電など手軽な取り組みは多く実施されています。一方、緑化や断熱材の使用など設備に関する対策は実施されにくい傾向がありますが、家庭でのエネルギー消費を抑えるためには、住宅の省エネ化は有効な手段です。また、地球温暖化防止や安定的なエネルギー供給の観点から、化石燃料³に依存しないクリーンなエネルギーとして太陽光、風力といった再生可能エネルギー⁴への期待が高まっています。

事業者に対する意識調査^{*4}によると、事業者が行う環境保全対策では、施設・設備上実施が困難なものや費用がかかるものが実施されにくい傾向があり、環境保全に対する取り組みについて“特別投資することはない”、建物の省エネ診断⁵は“無料であっても受けたいと思わ

※2

p.74 参照

※3

資料編 p.177 参照

化石燃料³

石油、石炭、天然ガスなど、地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。

再生可能エネルギー⁴

(用語集に記載)

※4

資料編 p.187、p.190、p.191 参照

省エネ診断⁵

(用語集に記載)

ない”など消極的な回答も多く寄せられています。

市の取り組みとしては、『金沢市役所地球温暖化防止実行計画』（平成12年策定、17年改定）に基づき、温暖化対策を推進し、毎年、温室効果ガスの排出量を把握・公表しています。

また、平成14年に策定した『金沢市新エネルギービジョン』に基づき、金沢駅東広場シェルターや夕日寺小学校などへの太陽光発電設備の導入、臨海水質管理センターの下水消化ガス¹利用など、積極的に自然エネルギーや未利用エネルギー²の活用が行われています。市内2箇所のごみ焼却施設においては、ISO14001³の認証を取得し、焼却時に発生する蒸気により自家発電を行い、工場及び近隣設備の電力をまかなうとともに、余熱を温水プールなどに熱源供給しています。

さらに、市民・事業者・市が協働して可能なところから省エネルギー対策を実践し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めるため、平成16年には『金沢市省エネルギービジョン』を策定しました。

今後も、市民・事業者・市が省エネ行動を進めるとともに、自然エネルギーの利用拡大やバイオマスエネルギー⁴の新たな導入を図るなど、設備・運用の両面から総合的、体系的な対策を講じて、金沢市全体の温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。

2. その他の地球環境保全対策

本市では、昭和60年度から酸性雨⁵の調査を実施しています。平成19年度のpH⁶は4.18～6.19の範囲であり、平均pHが4.80でした^{※1}。酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出量を減少させるため、工場や自動車利用に関する対策を講じる必要があります。

オゾン層⁷破壊の原因となるフロンガス⁸を含む製品については、これまでどおり市や指定業者による適正な回収を継続していく必要があります。

なお、酸性雨や砂漠の拡大による黄砂⁹の飛来、海岸漂着ごみなどは、近隣諸国からの影響によるものもあり、国際的な取り組みが必要となっています。

下水消化ガス¹
(用語集に記載)
未利用エネルギー²
(用語集に記載)
ISO14001³
(用語集に記載)

バイオマス⁴
(用語集に記載)

酸性雨⁵
(用語集に記載)
pH⁶
(用語集に記載)

※1
p.83 参照

オゾン層⁷
地上から10～50km上空の成層圏にある、オゾン(O₃)が豊富な層のことで、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収している。

フロン⁸
(用語集に記載)

黄砂⁹
(用語集に記載)

第4節 生活環境

1. 廃棄物

家庭系ごみの総排出量は、平成19年度で約12万tとなっており、容器包装プラスチックの資源分別回収や粗大ごみの有料戸別収集を開始したことなどにより、近年は減少しています^{※1}。

一方、事業系一般廃棄物¹の総排出量は、平成19年度で約7万tとなっており、近年は横ばい傾向です。^{※2}

しかし、市民1人当たりのごみ排出量は全国平均を上回っており、事業者に対する意識調査^{※3}においては、“廃棄物の適正処理や発生抑制対策に関する施策が必要”という回答が多数を占め、その対策が急務となっています。

今後も、市民・事業者・市の協力によりごみの適正処理及び減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。また、使い捨て製品やリサイクルが困難な製品の生産拡大に歯止めをかけることも大切です。

※1

p.86 参照

一般廃棄物¹

(用語集に記載)

※2

p.87 参照

※3

資料編 p.194 参照

2. 公害

【大気汚染・悪臭】

工場・事業場の大気汚染対策により、一般環境中の二酸化いおう²濃度や浮遊粒子状物質³濃度は減少傾向にあります。道路沿道の二酸化窒素⁴濃度はほぼ横ばいであり、自動車からの排ガスが影響していると考えられます。また、光化学オキシダント⁵濃度についても横ばいであり、国の環境基準⁶を達成していません^{※4}。

今後も、大気質の監視を継続するとともに、引き続き工場・事業場、自動車排気ガス対策を講じる必要があります。

悪臭に関する苦情は、近年は20件前後で推移しています。主な原因は、飲食店や浄化槽⁷からの悪臭であり、日常生活に関する悪臭防止の取り組みが必要です。

二酸化いおう²

(用語集に記載)

浮遊粒子状物質³

(用語集に記載)

二酸化窒素⁴

(用語集に記載)

光化学オキシダント⁵

(用語集に記載)

環境基準⁶

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準をいい、物質の濃度や音の大きさというような数値を国で定めている。

※4

p.98 参照

浄化槽⁷

(用語集に記載)

【水質汚濁】

河川においては、公共下水道の普及により水質は改善され、水質汚濁に係る環境基準は、ほぼ全地点において達成しています。しかし、湖沼や海域においては超過している地点があり、特に河北潟に

おける化学的酸素要求量（COD）¹は経年的に環境基準を達成していません^{※1}。

今後、河川、用排水路、湖沼、海域での継続的な監視を実施するとともに、引き続き、工場・事業場からの排水や生活排水への水質改善対策を講じる必要があります。

なお、現在、河北潟については、金沢市を含む周辺の2市2町^{※2}で「河北潟水質浄化連絡協議会」を設け、生活排水対策を実施しています。これまでは水質保全に係る啓発活動を中心とした水質浄化対策が行われてきましたが、今後は設備面での対策を併せて実施することにより、水質改善対策を進めていく必要があります。

【騒音・振動】

一般地域における騒音の状況は、環境基準が設定された平成10年度以降全地点で環境基準を達成しています。一方、道路に面する地域における騒音の状況は、平成19年度で、環境基準の達成率が89～100%となっています^{※3}。

平成19年度の騒音に関する苦情は39件（全体の約12%）、振動に関する苦情は4件（全体の約1%）あり、近年、騒音・振動を併せた苦情の件数は40～50件で推移しています。主な騒音・振動の発生源は、工事現場や資材置き場における建設機械によるものが大半を占めており、飲食店におけるカラオケ騒音も少なくありません。

今後は、建設現場からの騒音・振動に対する配慮や、飲食店や日常生活などの騒音について留意する必要があります。

【土壌・地下水汚染】

毎年実施している地下水定期モニタリングによると、平成19年度では、28井戸のうち4井戸で環境基準値を超えるテトラクロロエチレン²が検出されていますが、経年的に見ると、環境基準値の超過地点数は減少しており、汚染濃度は低下しています。また、地下水概況調査においても新たな汚染はありません。

なお、平成20年10月現在、『土壌汚染対策法』に基づく指定区域は、市内に1箇所ありますが、既に適正な処置がなされ、現在では汚染が確認されていません。

化学的酸素要求量
(COD)¹
(用語集に記載)

※1
p.105 参照

※2
金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

※3
p.109 参照

テトラクロロエチレン²
(用語集に記載)

【地盤沈下】

本市では、10箇所の観測用の井戸を設け、地下水位と地盤収縮¹の状況を観測しています。海側の一部地域においては、冬季に、地下水位の低下に伴う地盤沈下が起こっており^{*1}、この主要因は、大量の消雪用地下水を一時的に集中して揚水することによるものです。

そのため、地下水の揚水による地盤沈下などが深刻化することを未然に防止することを目的として、平成20年3月に『金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例』が制定され、平成21年4月から施行されます。

今後、地盤沈下の進行を防ぐため、継続的な観測を行うとともに、消雪用の地下水利用の抑制対策を講じていく必要があります。

【有害化学物質】

本市では、焼却炉の構造基準の改正（平成14年）により、毎年実施しているダイオキシン類²調査では、大気、河川、地下水、河川の底質、土壌において全地点で環境基準を達成しています^{*2}。

また、アスベスト対策については、建物の解体作業などにおいて、飛散防止対策が進められており、今後も継続していく必要があります。

3. 感覚環境³

本市においては、「本多の森の蝉時雨」、「寺町寺院群の鐘」が環境省の「残したい日本の音風景100選」に選定されています。本多の森は、市街の中心に古くから保たれている緑地で、毎年7月上旬から8月まで朝夕に鳴くヒグラシの声を聴くことができます。寺町寺院群は、犀川の中流左岸に接する市街地南部の寺町台地に位置し、70余りの寺院が建ち並んでおり、明け方と夕方に寺から聞こえてくる鐘が城下町の風情を感じさせます。

これらの心地よい音は、地域のシンボルとして大切にし、将来もその音が聞けるよう、周囲の環境にも配慮して守っていく必要があります。

また、音以外にも、地域のシンボルとなるような心地よいかおり、光、色を発見し、守っていくことが必要です。

地盤収縮¹
(用語集に記載)

※1
p.114 参照

ダイオキシン類²
(用語集に記載)

※2
p.116 参照

感覚環境³
かおり、音、光、熱といった人間が感覚を通じて感じる環境のこと。

第5節 参加と協働

1. 環境教育・環境学習

本市では、学校ビオトープ¹の造成・整備、学校ビオトープづくり研究会の開催、児童の野菜作り体験・枝打ち作業体験・木工教室などの実施、いしかわ学校版環境ISO制度の活用などを行ってきました。

また、環境問題に対する市民の理解を深め、主体的な行動につなげていくために、公民館での環境学習²の開催、環境啓発パネルなどの貸し出し、講演会などへの講師派遣を行うなど、子どもから大人まで幅広い層を対象に環境学習の機会拡充や環境情報の提供を進めています。さらに、「市民エコプロジェクト」の支援、「省エネ家計簿」など啓発パンフレットの配布も行っています。

市民に対する意識調査^{※1}では、約70%が“環境教育・環境学習の経験がある”と回答している一方、“学んだことがない”という回答も約20%あります。また、“小・中学生の頃から学ぶ機会が必要”という回答が約90%を占めています。

環境教育・環境学習は、家庭、学校、地域、職場などの様々な場面でそれぞれの主体が自ら進んで行っていくとともに、それらが連携した取り組みを実施していく必要があります。また、市民参加や小学校単位の自然体験学習に加えて、子どもから高齢者までの幅広い世代の方や事業者の環境学習を促進し、活動の環を広げていくことも必要です。

2. 環境情報

本市では、ホームページや「かなざわの環境」による環境情報の提供を行うとともに、金沢ごみゼロドットコムを開設し、登録者の携帯電話やパソコンへメールでごみの収集日を送信しています。また、テレビ、ラジオ、新聞による定期的な広報活動を通して環境情報を提供しています。

今後も、様々な媒体を利用した広報活動を充実させていく必要があります。

ビオトープ¹

野生生物が生息・生育する、湖沼、湿地、雑木林などの、ある程度まとまりのある自然環境。

環境教育・環境学習²

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

※1

資料編 p.176 参照

3. 環境活動

本市では、町会を主体として、ごみ出し当番など自主的な環境美化活動が実施されています。これらの地域清掃活動に対して、市ではごみ袋の支給、資源回収袋やコンテナの貸与など地域のリサイクル推進活動への支援を行っています。

また、金沢ボランティア大学校¹への支援、ボランティアネットワークへの協力など、市民のボランティア活動を支援しています。

今後は、町会、学校、PTAなど様々な場面で、環境に関心のある市民が活動に参加できる機会を増やしていくとともに、市内の環境活動団体がより主体的に活動できるようにしていく必要があります。

事業者の取り組みにおいては、環境活動評価プログラムの説明会の開催やその作成支援、『地球温暖化防止実行計画』を策定した事業者への認定証の交付といった活動も進めてきました。市内の事業者が設立した金沢エコ推進事業者ネットワーク²では平成20年10月末現在で99社にネットワークの環が広がり、温室効果ガスや廃棄物の効果的な削減策などについての情報交換が行われています。

しかし、中小企業においては、ノウハウや情報が不足しているため、大企業ほどISO14001³の取得など環境マネジメントシステム⁴に取り組まれていない傾向があります。

事業者に対する意識調査^{※1}では、約50%が“環境問題に関心はあるが具体的に取り組む計画はない”と回答しており、“環境保全に対する取り組みのために特別投資することはない”、“行政から働きかけがあれば地域の活動に協力したい”などの消極的な意見が多くなっています。

事業者の活動を推進するためには、市内の事業者の実態やニーズを把握した上で、その規模と立地環境などを踏まえて取り組む必要があり、環境保全に係る地域貢献を望む企業の活動のきっかけづくりなど、できることから始めていくことも大切です。

4. 三者協働

意識調査^{※2}では、市民・事業者ともに“市民、事業者、行政が主体となって環境問題を解決すべき”という意見が60%を超えており、三者協働の認識の高さがうかがえます。

金沢ボランティア大学校¹
(用語集に記載)

金沢エコ推進事業者ネットワーク²
(用語集に記載)

ISO14001³
(用語集に記載)

環境マネジメント⁴
事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

※1
資料編 p.184、p.190、p.193 参照

※2
資料編 p.181、p.194 参照

第2章 金沢市の環境の特性と課題

しかし、これまで自然観察会など「市民と市」による取り組みは多く実施してきましたが、「事業者と市」や「事業者と市民」といった取り組みは、多くありませんでした。

今後は、事業者も含めた三者協働の取り組みが必要です。

第3章 計画の構成

第1節 計画の基本目標

本計画では、奥山から里山、市街地から沿岸部までの自然豊かな金沢の環境を守り、将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者・市の三者が協働して、持続可能な都市「金沢」をつくることを基本理念とし、3つの基本目標を掲げます。

基本理念：持続可能な都市「金沢」をつくる

基本目標Ⅰ 潤いのある都市「金沢」をつくる

金沢市は、山には清らかな水と深い緑、平野には豊富な水と肥沃な土、沿岸には海からの幸がもたらされています。こうした自然からの恵みは、昔から自然の声を聞きながら謙虚に生活してきた多くの市民によって受け継がれてきたものです。また、城下町として形成された歴史的景観と緑豊かな景観や、旬を味わえる加賀野菜、稲穂の輝き、雪景色、様々な表情をみせる日本海といった四季折々の趣は、金沢特有の潤いをもたらしています。

これからも金沢の財産である自然、歴史、文化を守り伝えていくために、人と自然が共生し、緑や水、歴史や文化を生かしたまちづくりに努め、潤いのある都市をつくりま

基本目標Ⅱ 環境への負荷が少ない都市「金沢」をつくる

金沢市は古くから環境に与える負荷が少ない伝統的工芸品産業が栄え、“ものづくり”のまちとして発展してきました。

本市では、深刻な環境汚染を引き起こす公害問題はないものの、市民のライフスタイルの変化は、エネルギー使用量の増大や大量生産・大量消費による廃棄物の増加をもたらしてきました。さらに、今日では、世界中の人々の生活や活動の積み重ねによって引き起こされた地球温暖化による気温の上昇や、異常気象などがみられるようになってきました。

これからは、自然の浄化能力や循環能力を超えた環境負荷をもたらす生活や、産業のあり方を見直すことによって、低炭素・循環型社会¹を構築し、環境への負荷が少ない都市をつくりま

低炭素・循環型社会¹

「温室効果ガス排出の最小化」、「CO₂吸収源である森林などの維持・再生」、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会からの脱却」が実現された、環境への負荷が少ない社会。

基本目標Ⅲ 市民・事業者・市が力をあわせて取り組む都市「金沢」をつくる

金沢市は知名度が高く、これまでに文化や産業などを他地域に広く紹介しています。また、他地域からも様々な情報を得ながら都市間の交流を深めてきました。

これからはこうしたネットワークに“環境”の要素を乗せて発信するとともに、地域や世代の枠を越えた活動を積極的に進め、市民・事業者・市が力をあわせて取り組む都市をつくりまします。

第2節 施策の体系

前節に掲げた3つの基本目標を達成するため、次のように環境分野ごとの目標及び施策の方針を定めまします。

基本理念：持続可能な都市「金沢」をつくる

